



## 平成30年度建設業労働災害防止強化週間に 滋賀労働局長が建設現場のパトロールを実施

「墜落・転落」災害をはじめとする建設業における労働災害防止対策、夏季における熱中症予防対策の徹底を図るため、滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、平成30年7月20日(金)から26日(木)を「建設業労働災害防止強化週間」に定め、滋賀県内の建設業の店社、建設工事現場に対して、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO (いのちつなごう)」を合言葉の下、墜落・転落防止対策、熱中症予防対策の徹底等の積極的な安全衛生活動の実施を呼びかけています。

「建設業労働災害防止強化週間」の取組の1つとして、平成30年7月25日(水)に、熊谷・ゆうあい特定建設工事共同企業体が施工する、野村公園体育館建設他工事の現場において、滋賀労働局長、大津労働基準監督署長、建設業労働災害防止協会滋賀県支部副支部長等による安全パトロールを実施しました。

建設工事現場の詳細については、以下のとおりです。

元請事業場：熊谷・ゆうあい特定建設工事共同企業体

工事名称：野村公園体育館建設他工事

所在地：滋賀県草津市野村3丁目

発注者：草津市

工期：平成29年6月26日～平成31年3月15日

進捗率：約50%（平成30年7月25日現在）

工事概要：体育館新築工事（地上2階、RC一部S造）

工事敷地面積 50,890 m<sup>2</sup>、延床面積 10,837 m<sup>2</sup>

当日実施作業：屋根部トラス工事、躯体工事 他

入場者数：約100名



野村公園体育館建設他工事

まず、現場事務所において、各パトロール参加者の自己紹介が行われた後、元請事業場の担当者から、工事概要、建築物の構造的特徴、日頃から取り組んでいる安全衛生活動等についての説明を受けました。



続いて、朝礼場に移動しパトロール参加者、元請事業場、工事発注者、当日の作業員（約100名）による「安全集会」を開催し、元請事業場の所長による挨拶が行われた後、滋賀労働局長による「安全訓話」において、労働災害発生状況、第13次労働災害防止推進計画、墜落・転落災害防止対策等の説明を行った他、各作業員に対して、今夏は例年にない暑さとなり、熱中症発症の危険性が高い環境が続いているため、水分、塩分を密にとること、体調に異変を感じた際には無理をせず休憩し、近くの作業員に助けを求めること、救急車を呼ぶことを躊躇しないこと等、熱中症予防への取組みを呼びかけました。



安全集会開催状況



山田 所長



石坂 滋賀労働局長



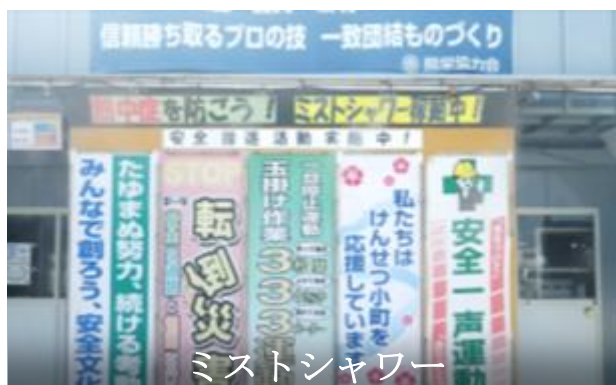
「安全集会」閉会后、朝礼場周辺に設置されている、女性専用区画、安全掲示板、ミストシャワー、休憩施設、製氷機、体調KYチェックシート等の熱中症予防対策設備の説明が行われました。



女性専用区画の表示



安全掲示板



ミストシャワー



体調KYチェックシート



冷房の効いた休憩所



製氷機

当日、作業が行われていた屋根部トラスの設置準備に係る作業場所を中心に現場パトロールを実施し、現場内に送風機が多数設置され、作業者の多くが空調服を着用している等、熱中症対策が十分に行われている状況等を確認しました。



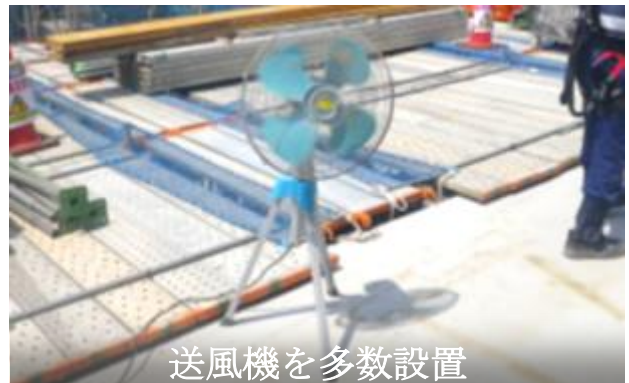
現場パトロール実施状況



現場パトロール実施状況



空調服を着用



送風機を多数設置

元請事業場の担当者からの安全衛生活動に係る説明及び工事現場パトロールにおいて認められた、特徴的な活動、創意工夫が見られる好事例として、以下の活動が展開されていました。

- ① 熱中症予防対策として以下の活動を展開している。
  - ・ 職長が1時間毎に体調KYチェックシートを記入、体調不良者の早期発見を図る
  - ・ 朝礼場にミストシャワーを設置
  - ・ 空調服、日除けカバーの積極的採用
  - ・ 工事現場内の各所に送風機を設置
  - ・ 冷房の効いた休憩所を工事現場内の複数箇所に設置
  - ・ 製氷機、冷水機、塩飴等を休憩所に設置
- ② 墜落・転落災害防止対策として、より安全性の高いハーネス型安全帯（墜落制止用器具）を積極的に採用している。
- ③ 屋根部トラス設置工事において、作業者が安全に作業できるよう、全面棚足場を設置した上で施工する計画を採用している。
- ④ 安全衛生活動における「見える化」として、各種掲示物が、現場事務所、朝礼場、作業現場に設置され、各作業員への注意喚起、安全衛生意識の向上を図っている。
- ⑤ 建設業での女性活躍推進に取り組んでおり、施錠可能なトイレ、作業後に使用できる洗濯機等が設置された女性専用区画を設けている。
- ⑥ 有資格者の確保を図るとともに、高所作業車運転に係る資格取得を推進するため、工事現場に外部講師を招き、特別教育を実施している。
- ⑦ 喫煙者用の休憩所を別に設けることで、受動喫煙防止対策にも取り組んでいる。
- ⑧ 現場事務所の周辺区画への建設機械等の進入を制限し、作業員が保護帽を脱ぐことができる区画を設けている。



現場パトロール終了後、現場事務所において、各パトロール参加者の意見を踏まえ、パトロール結果についての講評を行いました。

まず、建設業労働災害防止協会滋賀県支部副支部長から総括講評が行われ、「現場入場に各作業者が自らの服装チェックを行えるミラーが設置されており、また、現場内の整理整頓が行き届いている等、安全衛生意識の高さを感じ、見習うべき点が多い」と、全体的な感想が述べられました。

次いで、大津労働基準監督署安全衛生担当官から個別講評が行われ、「安全の見える化として、現場内の各所に掲示物が多い。足場が組まれているが、墜落・転落災害防止措置が行き届いたものであった。また、より安全性の高いハーネス型安全帯の着用者が多い等、全般的に水準が高い現場であったが、今後、転倒災害防止のための通路の確保、保護帽のあご紐のゆるみ、ベルト型安全帯の着用位置を高くしすぎないことについて、更なる注意喚起をしていただきたい」と、今後の課題について説明を行いました。



内田 副支部長



宮本 安全専門官

パトロールについての講評を受け、今後の無事故無災害を目指し、全作業者を代表し、職長会会長による安全宣誓が行われました。



職長会会長

最後に、大津労働基準監督署長より、閉会の挨拶が述べられ、本現場の今後の無事故無災害をお願いし、「平成30年度 建設業労働災害防止強化週間における滋賀労働局長現場パトロール」を閉会いたしました。



山崎 大津労働基準監督署長